

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 発売 (第 6 条・第 7 条)
- 第 3 章 運賃 (第 8 条)
- 第 4 章 効力 (第 9 条—第 13 条)
- 第 5 章 再発行・交換 (第 14 条—第 17 条)
- 第 6 章 払戻し (第 18 条)
- 第 7 章 特殊取扱 (第 19 条・第 20 条)
- 第 8 章 I C カードの相互利用 (第 21 条—第 23 条)
- 第 9 章 雑則 (第 24 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この特約は、東京地下鉄株式会社（以下「当社」という。）が、I C カード乗車券取扱規則（平成 19 年 4 月 営業部達第 4 号。以下「I C 規則」という。）に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳又は「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載のある）第 1 種身体障害者又は第 1 種知的障害者とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用 P A S M O 取扱特約に基づき発行する障がい者 P A S M O 及び介護者 P A S M O（以下「障がい者用 P A S M O」という。）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用 I C カード乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この特約は、I C 規則に対する特約とし、I C 規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用される。

2 障がい者用 I C カード乗車券については、I C 規則第 5 条第 5 項第 5 号、第 5 条第 9 項、第 6 条の 2、第 7 条、第 11 条、第 13 条、第 16 条第 3 項、第 16 条の 2、第 18 条から第 27 条まで及び第 30 条から第 32 条までの規定は適用しない。

3 当社は次の各号に該当する場合、当社の裁量により旅客運送の契約条件を変更できるものとし、旅客は当該変更同意したものとする。

(1) 旅客運送の契約条件の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。

(2) 旅客運送の契約条件の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

4 当社は前項による変更をするときは、その効力発生時期を定めるとともに、当該効力発生時期が到来するまでに、旅客運送の契約条件を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページへの掲載その他の適切な方法で周知するものとする。

5 この特約が改正された場合、以後の障がい者用 I C カード乗車券にかかわる取扱いについては、改正されたこの特約の定めるところによる。

6 この特約に定めのない事項については、I C 規則、株式会社パスモが定める P A S M O 取扱規則、同障がい者用 P A S M O 取扱特約、同 P A S M O 電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第 3 条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「障がい者 I C カード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する障がい者 P A S M O を媒体とする乗車券等をいう。
- (2) 「介護者 I C カード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する介護者 P A S M O を媒体とする乗車券等をいう。
- (3) 「障がい者用 I C S F 乗車券」とは、S F により旅客の運送等に供する障がい者用 I C カード乗車券をいう。
- (4) 「障がい者用 I C 定期乗車券」とは、I C 鉄道事業者の定期乗車券の機能を障がい者用 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。
- (5) 「障がい者 I C 定期乗車券」とは、I C 鉄道事業者の定期乗車券の機能を障がい者 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。
- (6) 「介護者 I C 定期乗車券」とは、I C 鉄道事業者の定期乗車券の機能を介護者 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。
- (7) 「障がい者用 I C 企画乗車券」とは、I C 鉄道事業者が旅客営業規程等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下「企画乗車券」という。）の機能を障がい者用 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。

2 この特約に定めのない用語の意義については、I C 規則、P A S M O 取扱規則、障がい者用 P A S M O 取扱特約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

（使用方法及び制限事項）

第4条 障がい者用 I C カード乗車券を使用して乗車するときは、I C 規則第5条に規定する取扱いのほか、障がい者 I C カード乗車券及びその対となる介護者 I C カード乗車券を同時かつ同一行程で使用しなければならない。

2 障がい者 I C カード乗車券は記名人本人、介護者 I C カード乗車券は障がい者 I C カード乗車券を使用する記名人本人を介護する能力があると認められる者が使用することができる。

3 障がい者用 I C カード乗車券は有効期限終了後は使用することができない。この場合、第20条に規定する有効期限の更新手続きを行うことにより、有効期限を延長して使用することができる。

（個人情報の取扱い）

第5条 障がい者用 P A S M O に係る個人情報の取扱いは、障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めるところによる。

第2章 発売

（発売）

第6条 障がい者用 P A S M O は障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより駅等で発売する。

2 旅客が障がい者用 P A S M O に定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した障がい者用 P A S M O ・定期券購入申込書（様式第1号。以下「購入申込書」という。）の提出及び手帳を呈示し、身体障害者旅客運賃割引基準（平成19年4月営業部達第20号）及び知的障害者旅客運賃割引基準（平成19年4月営業部達第22号）に定める割引の定期乗車券に限り、第1種身体障害者とその介護者又は第1種知的障害者とその介護者に対して同時に発売する。

（S F 残額の確認）

第7条 障がい者用 I C カード乗車券の S F 残額は、障がい者用 I C カード乗車券を処理する機器により確認することができる。

2 障がい者用 I C カード乗車券の S F 残額履歴の表示又は印字は障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより、障がい者用 I C カード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。

3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていない S F 残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴
- (3) 第14条又は第15条の規定により障がい者用 P A S M O を再発行したときの再発行前の S F 残額履歴
- (4) 第16条の規定により障がい者用 P A S M O を交換したときの交換前の S F 残額履歴

4 当社においては、P A S M O取扱規則及び障がい者用P A S M O取扱特約の定めにかかわらず、第1項及び第2項に定めるS F残額及びS F残額履歴のほか、最近のS F残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。この場合、前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第14条又は第15条の規定により障がい者用P A S M Oを再発行したときの再発行前のS F残額履歴及び第16条の規定により障がい者用P A S M Oを交換したときの交換前のS F残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできない。

- (1) 出場処理がされていないS F残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F残額履歴
- (3) 26週間を経過したS F残額履歴
- (4) 第14条又は第15条の規定により障がい者用P A S M Oを再発行した当日における再発行前のS F残額履歴
- (5) 第16条の規定により障がい者用P A S M Oを交換した当日における交換前のS F残額履歴

第3章 運賃

(障がい者用I Cカード乗車券における運賃の減額)

第8条 旅客が障がい者用I Cカード乗車券を使用して、第4条及びI C規則第5条第1項の規定により乗車した場合、出場時にI C規則第16条第1項又は第2項に規定する割引運賃を減額する。

2 前項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第4章 効力

(効力)

第9条 I Cカード乗車券取扱区間内において、障がい者用I C S F乗車券を使用して乗車する場合、I C規則第17条第1項によるほか、次の各項に定めるとおりとする。

2 介護者P A S M OからI C規則第16条に規定する割引の運賃を減額することを承諾し、かつ介護能力があると認められる小児が使用する場合には、任意の小児1人が使用することができる。

3 障がい者用P A S M Oに発売された定期乗車券及び企画乗車券について、S Fをチャージして券面表示区間外又は券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、第1項を適用する。

(再印字)

第10条 障がい者用I Cカード乗車券は、その券面に表示すべき事項(以下「券面表示事項」という。)が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、P A S M O取扱規則、当社の旅客営業規程等の定めるところにより、速やかに当該障がい者用P A S M Oを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(障がい者用P A S M Oの個人情報変更)

第11条 改氏名等により、障がい者用P A S M Oの記名人本人の個人情報と障がい者用P A S M Oに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該障がい者用P A S M Oを使用してはならない。

2 前項の場合、旅客は速やかに購入申込書及び当該障がい者用P A S M Oを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いは障がい者用P A S M O取扱特約の定めによる。

(無効となる場合)

第12条 障がい者用I Cカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった障がい者用I Cカード乗車券の取扱いは障がい者用P A S M O取扱特約の定めによる。

- (1) 旅行開始後の障がい者用I Cカード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、又は障がい者用I C定期乗車券及び障がい者用

IC企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合

- (3) 障がい者PASMOを障害者本人以外の者が使用した場合
- (4) 障がい者ICカード乗車券を記名人本人が単独で使用した場合
- (5) 介護者ICカード乗車券を介護者が単独で使用した場合
- (6) 券面表示事項が不明となった障がい者用ICカード乗車券を使用した場合
- (7) 使用資格、氏名、生年月日、性別を偽って障がい者用PASMOを購入又は使用した場合
- (8) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (9) 当社の旅客営業規程に定める、乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (10) 偽造、変造又は不正に作成された障がい者用ICカード乗車券又はSFを使用した場合
- (11) 旅客の故意又は重大な過失により障がい者用ICカード乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (12) その他不正乗車的手段として使用した場合
(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第13条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規程の定めにより収受する。

第5章 再発行・交換

(紛失再発行)

第14条 障がい者用ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、IC規則様式第2号に定めるPASMO再発行・払戻し・定期乗車券消去申請書（以下「申請書」という。）の提出を受け、障がい者用PASMO取扱特約の定めるところにより行う。

2 障がい者用IC定期乗車券又は障がい者用IC企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した障がい者用IC定期乗車券又は障がい者用IC企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券又は企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用IC定期乗車券又は障がい者用IC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人本人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該障がい者用IC定期乗車券又は障がい者用IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号までの条件を満たしたうえで、再発行を請求した場合に限り、当該障がい者用IC定期乗車券又は障がい者用IC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用IC定期乗車券又は障がい者用IC企画乗車券を再発行する。

(1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用IC定期乗車券又は障がい者用IC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 再発行する障がい者用PASMOに付加されている定期乗車券又は企画乗車券が当社で発売したものであること。

(3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障がい者用IC定期乗車券又は障がい者用IC企画乗車券それぞれ1枚につき紛失再発行手数料520円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い及び障がい者用PASMOの紛失再発行手数料は障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。

5 当該障がい者用IC定期乗車券又は障がい者用IC企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用IC定期乗車券又は障がい者用IC企画乗車券が発見された場合に、当該障がい者用IC定期乗車券又は障がい者用IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできな

い。

6 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用 I C 定期乗車券又は障がい者用 I C 企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが障がい者用 I C 定期乗車券又は障がい者用 I C 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めによる。

7 障がい者用 I C カード乗車券のいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用 I C カード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C カード乗車券を使用することはできない。

(障害再発行)

第15条 障がい者用 I C S F 乗車券の障害再発行の取扱いは、申請書の提出を受け、障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めるところにより行う。

2 障がい者用 I C 定期乗車券又は障がい者用 I C 企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から申請書の提出を受け、かつ障がい者用 I C 定期乗車券又は障がい者用 I C 企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券又は企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者用 I C 定期乗車券又は障がい者用 I C 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号までの条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用 I C カード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C カード乗車券を再発行する。

(1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。

(2) 旅客が当該障がい者用 I C 定期乗車券又は障がい者用 I C 企画乗車券を提出すること。

(3) 再発行する障がい者用 P A S M O に付加されている定期乗車券又は企画乗車券が当社で発売したものであること。

(4) 旅客が定期乗車券又は企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。

4 当該障がい者用 I C 定期乗車券又は障がい者用 I C 企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用 I C 定期乗車券又は障がい者用 I C 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該障がい者用 I C S F 乗車券のデポジットを収受しているとき、デポジットの取扱いは障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意又は重大な過失により障がい者用 I C 定期乗車券又は障がい者用 I C 企画乗車券が障害状態となったと認められ、第12条第11号により無効となった場合

6 障がい者用 I C カード乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態となった障がい者用 I C カード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C カード乗車券を使用することはできない。ただし、当該障がい者用 I C カード乗車券に有効な定期乗車券又は企画乗車券が付加されていた場合、定期乗車券又は企画乗車券の有効区間内に限り使用することができる。

(障がい者用 P A S M O の交換)

第16条 当社及び株式会社パスモの都合により、旅客が使用している障がい者用 P A S M O を、当該障がい者用 P A S M O 裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 P A S M O に予告なく交換することがある。

2 前項の交換を行った後、交換前の障がい者用 P A S M O の機能停止の取り消し又は機能の復元はできない。

(免責事項)

第17条 障がい者用 P A S M O の交換又は再発行により、障がい者用 P A S M O 裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 P A S M O を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 紛失した障がい者用 P A S M O の払戻しや S F の使用等で生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 3 この特約に定めのない、障がい者用 P A S M O を媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第6章 払戻し

（払戻し）

第18条 旅客が、障がい者用 P A S M O が不要となり、申請書を提出したときは、障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより払戻しを行う。

- 2 旅客が、障がい者用 I C 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り定期乗車券の払戻しを請求することができる。この場合、旅客営業規程に定める払戻しを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 3 旅客が、障がい者用 I C 定期乗車券が不要となり申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者用 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り旅客営業規程に定める払戻し及び障がい者用 P A S M O 取扱特約に定める障がい者用 P A S M O の払戻しを行う。この場合の払戻し額は、それぞれの定期乗車券の払戻し額と S F 残額の合算額とする。
- 4 前項の払戻しを行う場合の手数料は、障がい者 I C 定期乗車券及び介護者 I C 定期乗車券それぞれ1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払戻し額が手数料額未満のときは、その満たない額を S F 残額から充当する。なお、定期乗車券の払戻し額と S F 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額を手数料とする。

第7章 特殊取扱

（障がい者用 P A S M O の変更）

第19条 旅客が無記名 P A S M O を差し出して、障がい者用 P A S M O への変更を申し出た場合又は記名 P A S M O を差し出して障がい者 P A S M O への変更を申し出た場合（障害者本人が記名 P A S M O の記名人に限る）は、障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより障がい者用 P A S M O 又は障がい者 P A S M O への変更を行う。

- 2 障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより、記名 P A S M O から介護者 P A S M O への変更、障がい者用 P A S M O から無記名 P A S M O 及び記名 P A S M O への変更はできない。
- 3 定期乗車券の機能が付加された記名 P A S M O から障がい者 P A S M O への変更はできない。

（有効期限の更新）

第20条 旅客が、有効期限を超えて障がい者用 P A S M O の使用を希望する場合、購入申込書及び当該障がい者用 P A S M O を提出し、かつ手帳の呈示を行うものとする。

- 2 前項のほか、当社は、当該障がい者用 P A S M O の S F 残額履歴を確認し、引き続き障がい者用 P A S M O の使用を認めると判断した場合に限り、有効期限の更新を行う。この場合、更新日の1年後の同月末日を新たな有効期限とする。

第8章 I C カードの相互利用

（I C カード等の相互利用）

第21条 株式会社パスモが相互利用を行う以下の I C カード等については、第1条に規定する障がい者用 I C カード乗車券として取り扱うこととし、この特約を準用する。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「障がい者用 S u i c a」

(2) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「障がい者用りんかいSuica」

2 前項で定める一部の障がい者用ICカード乗車券について、障がい者用ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。

3 第1項に規定する障がい者用ICカード乗車券において、この特約に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規程及び第1項に規定する各障がい者用ICカードを発行する事業者の規則（以下、「ICカード発行业者規則」という。）の定めるところによる。

（ICカードの相互利用において取り扱わない業務）

第22条 前条の規定にかかわらず、次の各号に定める障がい者用ICカード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いは行わない。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に規定する障がい者用ICカード乗車券について

ア 第6条（発売）

イ 第7条第4項（SF残額の確認）

ウ 第10条第2項（再印字）

エ 第11条第2項（障がい者用PASMOの個人情報変更）

オ 第14条（紛失再発行）、ただし同条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

カ 第15条（障害再発行）、ただし同条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

キ 第16条（障がい者用PASMOの交換）

ク 第18条（払戻し）

ケ 第19条（障がい者用PASMOの変更）

（相互利用におけるICカード発行业者規則に基づく取扱い）

第23条 以下の取扱いについては第21条第1項に規定するICカード発行业者において、ICカード発行业者規則の定めるところにより取り扱う。

(1) 第5条に規定する個人情報の取扱い

(2) 第12条により無効となったカードの取扱い

第9章 雑則

（改廃手続）

第24条 この特約の改廃は、りん議文書により部長決裁で行う。

附 則（2023年2月営業部達第44号）

この特約は、2023年3月18日から施行する。

附 則（2023年9月営業部達第29号）

この特約は、2023年10月1日から施行する。

【表】

障がい者用PASMO・定期券購入申込書

(兼 障がい者用PASMO有効期限更新・個人情報変更申込書)

株式会社パスモ
東京地下鉄株式会社

以下の内容、PASMO取扱規則、障がい者用PASMO取扱特約、及び当社の旅客営業規程等の約款に同意し、申請します。

同意欄

「障がい者用PASMO(本人用・介護者用)」は、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第1種」の記載がある「身体障害者手帳」又は「療育手帳」をお持ちのお客さま及びその介護者に発売する大人用PASMOとなります。小児用の障がい者用PASMOはお申込みいただけません。

障がい者用PASMO・定期券の申込みに関する個人情報の取扱い

- 障がい者用PASMOの購入
 - 無記名PASMOから障がい者用PASMOへの変更
 - 記名PASMOから障がい者PASMOへの変更
 - 障がい者用PASMOの有効期限更新
 - 障がい者用PASMOの個人情報を変更
- } するお客さまの場合

1. 障がい者用PASMOに関して記入していただいた個人情報は(株)パスモで管理します。
2. お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
 - ① 障がい者用PASMOの購入・有効期限更新・変更・払戻し等のお申込内容の確認
 - ② (株)パスモからご連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 - ③ PASMO取扱規則、障がい者用PASMO取扱特約及び当社の旅客営業規程等に基づく障がい者用PASMOにかかわるサービスの実施及び改善
3. (株)パスモは、記入していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

本申込書に記入していただいた電話番号との通話において記名人以外の方が対応された場合、上記利用目的の範囲内で、電話対応された方に取得した個人情報を知らせることがあります。

同意欄

4. (株)パスモは、(株)パスモと相互利用を行う障がい者用ICカードの発行事業者との間で、障がい者用ICカード発売にかかわるお申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。当該情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道(株)とします。

● 障がい者用PASMOに定期券をご購入のお客さまの場合

1. 定期券に関して記入していただいた個人情報は当社で管理します。
2. お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
 - ① 定期券の購入・変更・払戻し等のお申込内容の確認
 - ② 当社からご連絡する必要がある場合の連絡先の確認
3. 当社は、記入していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内でPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

障がい者用PASMOに関する注意事項

ご確認事項	同意欄
<p>■ 交通利用される際は、ご本人と介護者が《お二人で一緒に》ご利用ください。 障がい者用PASMOに適用される(株)パスモ及びPASMO事業者が定める各種規則に違反した場合、利用停止となる場合があります。 ※ご利用になる事業者により、ご利用条件が異なる場合があります。詳しくはご利用になる事業者にご確認ください。 ※ご本人と同一行程でご利用する介護者については、鉄道係員・バス乗務員が介護能力があると認めた方となります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>■ 障がい者用PASMOは有効期限があり、年1回の有効期限更新手続きが必要です。 有効期限を過ぎるとご利用できなくなります。有効期間内にPASMO鉄道事業者で有効期限更新手続きを実施してください。 なお、障がい者PASMOの有効期限更新は、障がい者PASMO(本人用)と介護者PASMO(介護者用)を同時に行います。 ※有効期限は、発行日又は有効期限更新日の1年後の同月末日です。 ※有効期限更新は、PASMO鉄道事業者でのみ手続きを行います。 ※障がい者用PASMOに乗車券(鉄道定期券/企画券/福祉券)が発行されている場合、当該乗車券を発行した鉄道事業者でのみ有効期限更新手続きを行います。 ※有効期限更新手続きは随時可能です。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>■ 有効期限更新時に、ご利用状況を確認させていただきます。 ※障がい者PASMO(本人用)・介護者PASMO(介護者用)それぞれのSF残額履歴を印字し、お客さまのご利用状況を確認いたします。 ※SF残額履歴により不適切なご利用が確認された場合、有効期限更新ができない場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>■ 障がい者用PASMOでの交通利用はPASMO・Suicaエリアのみご利用できます。 全国相互利用サービス対象のカードではありません。(電子マネー利用を除く。) ※ご利用可能なエリアの詳細については、各鉄道・バス事業者へお問い合わせください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>■ 各種お手続き(発売/更新/再発行/払戻し)は、PASMO鉄道事業者でのみ取扱います。 ※一部のPASMO鉄道事業者では、各種お手続きができません。 ※紛失/障害再発行登録については、全てのPASMO取扱事業者・Suica事業者でもお手続き可能です。</p>	<input type="checkbox"/>

申請内容については裏面にご記載ください。↷

